【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年８月10日
【会社名】	栄光ホールディングス株式会社
【英訳名】	Eikoh Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　近藤 好紀
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見二丁目11番11号 株式会社栄光
【電話番号】	０３（５２７５）９７８９
【事務連絡者氏名】	株式会社栄光 常務取締役　神谷 賢治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	10,046,701,035円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日現在）における株主資本の額（簿価）を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

㈱栄光が平成23年８月10日に関東財務局長へ四半期報告書を提出したこと等に伴い、平成23年６月13日に提出いたしました有価証券届出書及び平成23年６月29日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部を補完するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報
　第１ 募集要項
　　１ 新規発行株式
　　２ 募集の方法
第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報
　第１ 組織再編成（公開買付け）の概要
　　１ 組織再編成（公開買付け）の目的等
　　(1) 株式移転の目的及び理由
第三部 企業情報
　第２ 事業の状況
　　１ 業績等の概要
　　３ 対処すべき課題
　　５ 経営上の重要な契約等
　　６ 研究開発活動
　　７ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
　第４ 提出会社の状況
　　１ 株式等の状況
　　(1) 株式の総数等
　　② 発行済株式
　　(6) 議決権の状況
　　① 発行済株式
　第５ 経理の状況
第五部 組織再編成対象会社情報
　第１ 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項
　　１ 組織再編成対象会社が提出した書類
　　(2) 四半期報告書又は半期報告書
　　(3) 臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	21,873,024株 （注１～３）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．株式会社栄光（以下「栄光」といいます。）の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社である栄光ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

２．普通株式は、平成23年５月16日及び平成23年５月31日に開催された栄光の取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び平成23年６月29日開催の栄光の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

３．栄光は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

４．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称　株式会社証券保管振替機構
住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	21,873,024株 （注１～３）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

（注）１．株式会社栄光（以下「栄光」といいます。）の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に持株会社である栄光ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。

２．普通株式は、平成23年５月16日及び平成23年５月31日に開催された栄光の取締役会決議（株式移転計画の承認及び定時株主総会への付議）及び平成23年６月29日開催の栄光の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定であります。

３．栄光は、当社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）（市場第二部）に新規上場申請を行いました。

４．振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称　株式会社証券保管振替機構
住所　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。

（注）１．普通株式は、当社成立の日の前日における栄光の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づき、その有する株式の買い取りを請求する栄光の株主については、当該株主に代えて栄光が株主として、記載または記録されているものとみなします。）に、その保有する栄光の普通株式１株に対して当社の普通株式１株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定でありますが、栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日）における株主資本の額（簿価）は10,046,701,035円であり、発行価額の総額のうち2,265,711,000円が資本金に組み入れられます。

２．当社は、「１　新規発行株式」に記載の普通株式につきまして、東京証券取引所への上場申請手続を行い、いわゆるテクニカル上場により、平成23年10月３日より、市場第二部に上場する予定であります。
テクニカル上場とは、東京証券取引所有価証券上場規程第２条第(73)号及び第208条に規定に基づき、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

（訂正後）

株式移転によることとします。

（注）１．普通株式は、当社成立の日の前日における栄光の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、会社法第806条の規定に基づき、その有する株式の買い取りを請求する栄光の株主については、当該株主に代えて栄光が株主として、記載または記録されているものとみなします。）に、その保有する栄光の普通株式１株に対して当社の普通株式１株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定でありますが、栄光の最近事業年度末日（平成23年３月31日）における株主資本の額（簿価）は10,046,701,035円であり、発行価額の総額のうち2,265,711,000円が資本金に組み入れられます。

２．当社は、「１　新規発行株式」に記載の普通株式につきまして、東京証券取引所への上場申請手続を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場により、平成23年10月３日より、市場第二部に上場する予定であります。
テクニカル上場とは、東京証券取引所有価証券上場規程第２条第(73)号及び第208条に規定に基づき、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、東京証券取引所有価証券上場規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度であります。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第１【組織再編成（公開買付け）の概要】

１【組織再編成（公開買付け）の目的等】

(1) 株式移転の目的及び理由

（訂正前）

（前略）

なお、当社は、東京証券取引所市場第二部に上場申請を行うことを予定しており、完全子会社となる栄光は上場廃止となりますが、当社が上場を果たすことにより、実質的に株式の上場を維持する予定であります。

（訂正後）

（前略）

なお、当社は、東京証券取引所市場第二部に上場申請を行いました。これにより、完全子会社となる栄光は上場廃止となりますが、当社が上場を果たすことにより、実質的に株式の上場を維持する予定であります。

第三部【企業情報】

第２【事業の状況】

（訂正前）

１【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の業績等の概要については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（中略）

３【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の対処すべき課題については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（中略）

５【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の経営上の重要な契約等については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

６【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の研究開発活動については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（訂正後）

１【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の業績等の概要については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（中略）

３【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の対処すべき課題については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

（中略）

５【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の経営上の重要な契約等については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

６【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の研究開発活動については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
なお、当社の完全子会社となる栄光の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

②【発行済株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,873,024	東京証券取引所（市場第二部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	21,873,024	―	―

（注）１．栄光の発行済株式総数21,873,024株（平成23年３月31日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

２．栄光は、当社の株式について、東京証券取引所（市場第二部）に新規上場申請を行う予定であります。

（訂正後）

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	21,873,024	東京証券取引所（市場第二部）	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	21,873,024	―	―

（注）１．栄光の発行済株式総数21,873,024株（平成23年６月30日現在）に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

２．栄光は、当社の株式について、東京証券取引所（市場第二部）に新規上場申請を行いました。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる栄光の平成23年３月31日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年３月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　350,800	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式　21,514,800	215,148	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式　7,424	―	―
発行済株式総数	21,873,024	―	―
総株主の議決権	―	215,148	―

（注）１．「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、自己株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口）が所有する株式1,142,600株を含めておりません。当該株式は、「従業員インセンティブ付与型ESOP」の導入に伴い、中央三井アセット信託銀行㈱に信託され、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、当該株式の議決権行使については、栄光従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い行使されるためであります。

２．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,200株（議決権の数42個）含まれております。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となる栄光の平成23年６月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成23年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 350,900	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,514,700	215,147	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,424	―	―
発行済株式総数	21,873,024	―	―
総株主の議決権	―	215,147	―

（注）１．「完全議決権株式（自己株式等）」の欄には、自己株式数のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口）が所有する株式1,106,800株を含めておりません。当該株式は、「従業員インセンティブ付与型ESOP」の導入に伴い、中央三井アセット信託銀行㈱に信託され、日本トラスティ・サービス信託銀行㈱に再信託された信託財産であり、当該株式の議決権行使については、栄光従業員持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い行使されるためであります。

２．「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,200株（議決権の数42個）含まれております。

第５【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経理の状況については、栄光の有価証券報告書をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる栄光の経理の状況については、栄光の有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第１【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

１【組織再編成対象会社が提出した書類】

（２）【四半期報告書又は半期報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

事業年度第32期第１四半期（自 平成23年４月１日 至 平成23年６月30日）
平成23年８月10日関東財務局長に提出

－

（３）【臨時報告書】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

（１）の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（平成23年８月10日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成23年６月30日関東財務局長に提出